

9601 日本に居住しない者が税関手続を行う場合の手続

日本に居住しない者が税関手続を行う場合は、自らの代わりに税関手続を行う税関事務管理人を定め、あらかじめ税関手続を行おうとする税関に所定の書面に必要事項を記載し、これを届け出る必要があります。

この場合、税関事務管理人は税関への輸出入申告手続、検査の立会い、関税等の納付、税関が発する書類や還付金の受領等を日本に居住しない者の代理で行うこととなります。

税関事務管理人は、本邦に住所又は居所（法人にあっては本店又は主たる事務所）を有する者であることが必要であり、また、税関事務管理人が行う税関手続の処理が通関業法第2条に規定する通関業務に該当する場合には、税関事務管理人は通関業の許可を受ける必要があります。

（関税法第95条、通関業法第2条、第3条）